# 令和5年度

定期監査報告書

(令和5年12月~令和6年1月実施分)

延岡市監査委員

## 令和5年度 定期監査報告書

#### 1 監査の対象

〔企 画 部〕 人権推進課 男女共同参画推進室

〔総務部〕 危機管理課

〔農林水産部〕 総合農政課 農業畜産課 林務課

[教育委員会] 社会教育課 文化財・市史編さん課

監査委員事務局

#### 2 監査の期間

令和5年12月5日 から 令和6年2月13日 まで

#### 3 監査を実施した監査委員

監査委員野下美智江監査委員服部俊明監査委員中城あかね

## 4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約 履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているか、 適正に物品等が管理されているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務 (調定、現金取扱いなど)
- (2) 契約に関する事務(契約手続、履行確認など)
- (3) 補助金等の交付に関する事務(交付手続、実績報告など)
- (4) 財産の管理に関する事務(貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など)
- (5) 物品等の管理事務(台帳管理、現物確認など)
- (6) その他(各課室等の固有の事務)

#### 5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和4年度及び令和5年度分(監査日現在まで)である。

#### 6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略する。

## 企画部

#### 人権推進課

事務処理は適正なものと認められた。

## 男女共同参画推進室

事務処理は適正なものと認められた。

## 総務部

#### 危機管理課

事務処理は適正なものと認められた。

## 農林水産部

#### 総合農政課

事務処理は適正なものと認められた。

## 農業畜産課

事務処理は適正なものと認められた。

## 林務課

事務処理は適正なものと認められた。

# 教育委員会

## 社会教育課

事務処理は適正なものと認められた。

## 文化財・市史編さん課

事務処理は適正なものと認められた。

# 監査委員事務局

事務処理は適正なものと認められた。